

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年4月/日			
年会費名	総合社会福祉研究所 2021年度会費のうち 2022年4月～6月分			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 社会福祉に関する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質間に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2428円	2021年度会費（うち22年4月～6月分）+手数料×3／12	/
	合計 2428円（すべて政務活動）			
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立意図

社会福祉は、今朝後最大の課題を迎えております。ことに国民の民主的な運動によって実現させた社会福祉の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「階級政治の統一論」路線の一環として実現する「社会福祉改革」は、これからの方針を公的の制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買取システムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄を失うことがあるものとする。

多くの社会福祉現場では、様々な規制や労働条件の改善によって、利用者の権利を守れない事態がうまっています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的本筋であるはずの運動を发展させ、いのちくらしを支える実績を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀に向けての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の足跡が強く求められています。

私たちは、以上の懸念と課題にこだえる民主的妥協と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大蔵福祉事業部は、「福祉のひろば」の発行、社会福利労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研修活動を展開してきました。それらを継続的に発展せざるには、ひろく社会福祉の担い手を願う人ひととの共同の事業にすべき段階にあります。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となつてきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるのです。したがって、社会福祉と社会保険、医療、教育、住宅、生活環境整備分野に係わる労働組合や団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の先駆に寄与していくものであります。

この研究所の活動は、国民生活の実態と社会福祉の労働運動に立ち入りして研究を通じて社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究所員、研究運動団体ども手を携え、協力、共同して研究活動をすめなければなりません。そして、何よりも社会福祉に關心を持つすべての人ひとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が評価されるのです。以上、私たちは、広範な労働者、国民が生人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開する新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立する所であります。

(1988年5月8日掲記)

規約

- 第1章 会員
- 第5条 (会員) この研究所の会員は、次のとおりとする。
- 正会員 この研究所に目的で入会した個人または団体。
 - 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。
- 第6条 (入会) 会員になろうとする者は、会員を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。
- 第7条 (会費) 会員は、総会において別に定める会員規程により、会費を納入しなければならない。
- 第8条 (退会) 会員は、1年を超えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。
- 第9条 (役員) この研究所に次の役員をおく。
- 理事 20名以上30名以内 (うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。)
 - 監事 2名
- 第10条 (役員の選出) 理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において2年互選する。ただし、専任は妨げない。
- 第11条 (任期及び補欠) 役員の任期は、前年度の就任期とする。
- 第12条 (理事長) 理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。
- 第13条 (副理事長) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事務のあるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を行ふ。
- 第14条 (常務理事) 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。
- 第15条 (常任理事) 常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。
- 第16条 (理事) 理事は、所務の執行を決定する。
- 第17条 (監事) 監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

- 第18条 (会議) この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会及び臨時総会として開催される。
- 第19条 (構成) 総会は、正会員をもつて構成する。
- 第20条 (運営) 総会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもつて構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、この規則に別に定めるもののほか、次の要項を遵守する。
①事業計画及び予算
②事業報告及び収支決算③その他、この研究所の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この規則に別に定めるものほか、次の要項を遵守する。
①総会の議決した事項の執行に関すること
②総会に付託すべき事項③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項
3. 常任理事会は、理事長の付託を受けた事項を議決するごとに、研究所の事業の企画・推進にあたる。
- 第21条 (会則) 通常総会は会期(2年間)ごとの難どし、理事長が招集する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

1. 社会福利に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。

3. 理事会は、理事長が臨時招集する。
4. 常任理事会は、理事長が臨時召集する。
第22条(定足数) 会員は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条(選挙) 理事は、この規約に別に定めるものほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところとする。

第6章 理事会

第24条(経費) この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもつておる。

第25条(予算及び決算) この研究所の予算は、理事会の承認を得てこれを決定する。

第26条(会計年度) この研究所の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日から翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及心委員会等

第27条(事務局) この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。

3. 事務局長及び職員の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。

4. 前項に定めるもののほか、事務局に關する事項は理事長が別に定める。

第28条(専門委員会及び研究部会) この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 理事会の名義

第29条(名義) 研究所に名義事をおくことができる。

1. 名譽理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。

2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 理事会の運営及び解散

第30条(規約の変更) この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。
第31条(解散) この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

第10章 立法の定めによる規約

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかるらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。

2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかるらず、設立総会の定めるところによる。

3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかるらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。

4. この規約は、1988年5月8日より施行する。

(2) この規約は、1990年6月3日に一部改正した。

(3) この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。

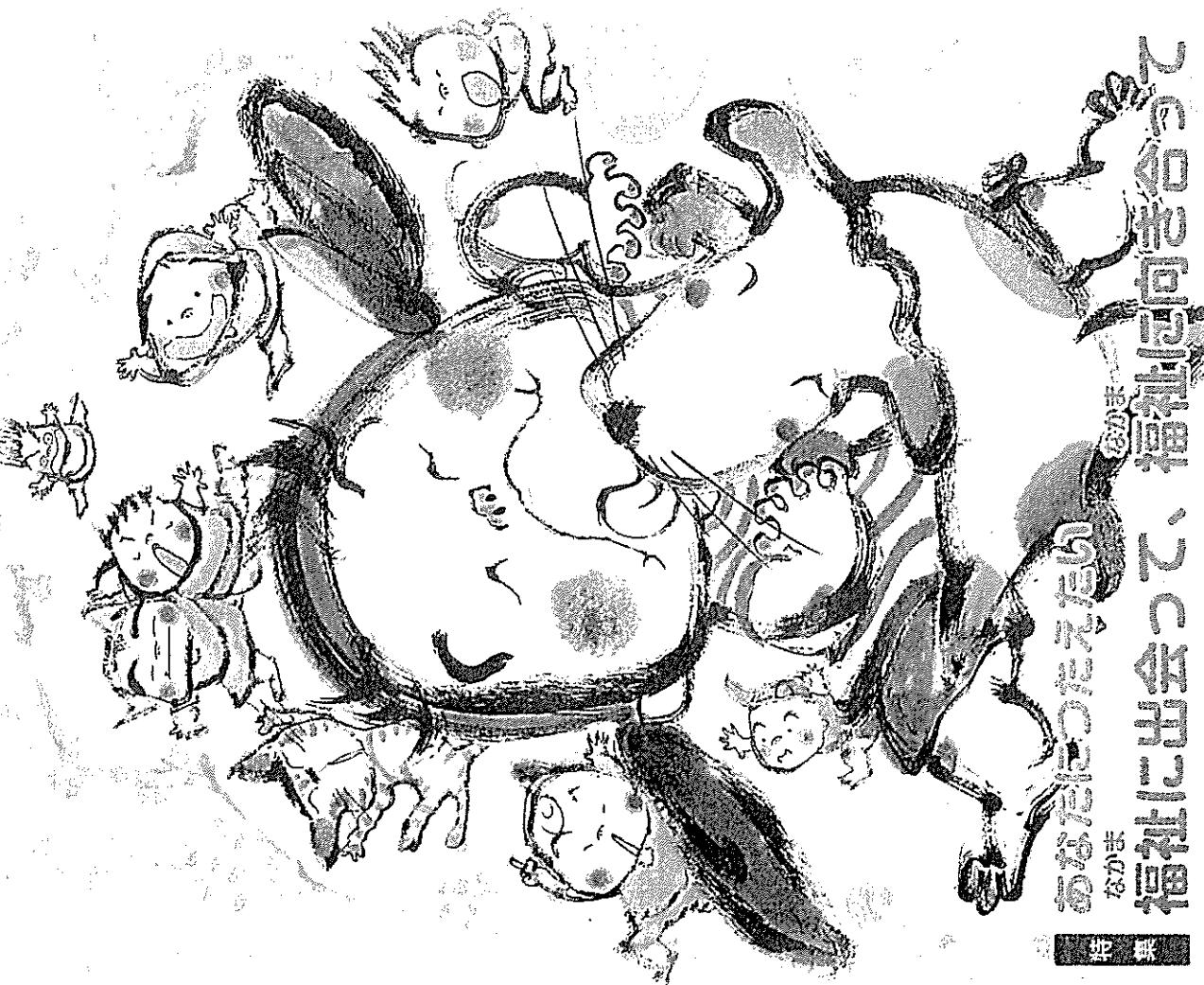
(4) この規約は、2006年6月17日に一部改正した。

(5) この規約は、2008年8月30日に一部改正した。

(6) この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

福祉のまきわらび

2019



あなたにさしあげ
ながま
福社に出会って、福社に会って

総合社会福祉研究所

編集

第11号様式の7（第5条関係）

政務活動記録簿（要請陳情）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年4月15日 代				
政務活動先	政府要望（厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省）				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁（衆議院会館と参議院会館でおこなうレクチャーの方式）				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	別紙				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都一東京（往復）	27490 円	5
	京都	近鉄	奈良一京都	640 円	6
	国會議事堂	東京メトロ	東京一国會議事堂	170 円	6
	東京	東京メトロ	国會議事堂一東京	170 円	6
	奈良	近鉄	京都一奈良	640 円	6
合計 29110 円（すべて政務活動）					
備考	添付資料：各省庁宛要望書				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

山村 幸穂

上京し、政府省庁要望をおこない、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省に国政に係る県民の願いを届け、実現を求めるとともに、いくつかの事項について確認しました。政府各省庁の見解やただした結果は、議会での質問など県政上の議論に反映していきます。



コロナ過でご苦労されている医療関係者や、事業者、子育て中のお母さんの切実な要望を届けました。医療従事者のPCR検査の公費負担化、保健所の職員増など体制強化、看護師などエッセンシャルワーカーの待遇改善、保険薬局の調剤費の無料定額診療の適用、子どもと障がい者の医療費の窓口負担の無料化、国民健康保険の県単位化によって県が市町村独自策を認めない問題で、市町村の取り組みを認めるなど、実態を伝え改善をもとめました。雇用調整助成金や小学校休業対応補助金は、奈良県が蔓延防止等重点措置を適用していないことから、金額に差があり、特例が受けられません。全国一律での実施をもとめました。

また、平群町のメガソーラー問題では業者の不誠実な実態と県行政の対応についても、法に基づいて厳しい対応を求めました。

京奈和自動車道大和北道路のトンネル工事について、東京外環道路の陥没事故を受けて地下40メートルのトンネル工事の危険性が明らかとなつたことから、地盤調査や情報の開示をもとめるとともに、地下水の文化財への影響、整備効果が認められないことなどから、計画の見直しを求めました。

このほか、奈良監獄の保存活用についての現状、保存管理計画の策定、県が計画している200メートル滑走路についても認識をただしました。

(了)

第11号様式の5（第5条関係）

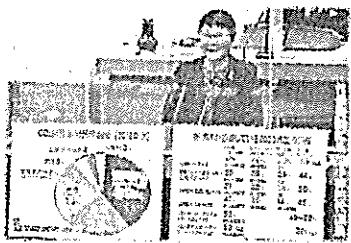
政務活動履歴簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2022年5月10日			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2022年4月 (No. 118) (118800枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (107100枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11700枚)			
発行目的	2月定例奈良県議会（予算議会）の提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 磯城郡で県がすすめていた大和平野中央プロジェクト事業に、突然、知事が国家戦略特区スーパーシティ構想をかぶせてきたことで、県民的計画が国家戦略に変質し、住民の個人情報が企業に流れ、住民が議会やまちづくりの諸決定に加われない「地方自治の破壊」につながる恐れがある。専門家を講師に住民学習会に取り組み、議会での論戦を知らせた。 不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	82467円	(@2.8円) 107100枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	118800枚分 × 1/4
合計 153967円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月号 (No.118)			

注 発行した広報紙を添付してください。

民自治を守り、民主主義に基づくまちづくり推進を



小林英賀議員は、住民不在のスープラーシティ構想は見直しを主張。個人情報の保護と個人情報を守ることの大義を説いています。

日本共産党奈良県議会より
2022年4月
No.118

日本共産党奈良県議会より

narakon-jpn@erat.com.jp

ただちに戦争をやめよ！

西シナによるウクライナ侵略を抗議
全会一致で非難決議を採択



（上）西シナによるウクライナ侵略に対する抗議決議を採択する奈良県議会の会場の様子。西シナによるウクライナ侵略に対する抗議決議を採択する奈良県議会の会場の様子。

日本共産党奈良県議会が16回目の申し入れ

コロナ感染症第6波一事が深刻を受け止めた対応を

共産党県議団が予算組み替え提案



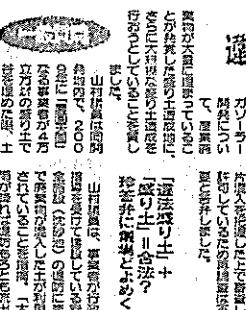
【見直しを求める主な事業】

- ◆大手向付企立地協会（10億円）
- ◆NAFICを軸とした恵利井出事実（2.6億円）
- ◆大立山まつり（5400万円）
- ◆千秋落の御殿跡事業（1.5億円）
- ◆京阪和自動車道大和北道路（28.3億円）

【提案した主な事業】

- ◆子ども医療費と障害医療の窓口負担なし（5億円）
- ◆大手向付企立地協会の窓口負担（1億円）
- ◆京阪和自動車道窓口負担（1億円）
- ◆介護保険の利用料削減（2億円）
- ◆子供女性地域消火栓（1億円）
- ◆高齢者ニーアル事業（1億円）
- ◆生徒リーフォーム助成制度（1億円）
- ◆コロナで影響を受けた中小事業への事業支援（5000万円）
- ◆平成32年までの35人学級実現（教員10人、8000万円）
- ◆高齢者公共交通助成制度（5000万円）

平群町でのメガソーラー開発の違法性を追求
違法な盛り土の上に更なる盛り土は許されない
山村さちほ議員 不適切な事態を正す県の指導求め



山村さちほ議員が討議

今井光子議員が討議

平群町でのメガソーラー開発の違法性を追求
違法な盛り土の上に更なる盛り土は許されない
山村さちほ議員 不適切な事態を正す県の指導求め

山村さちほ議員が討議

今井光子議員が討議

平群町でのメガソーラー開発の違法性を追求
違法な盛り土の上に更なる盛り土は許されない
山村さちほ議員 不適切な事態を正す県の指導求め

山村さちほ議員が討議

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年5月11日		
年会費名	奈良県統計協会特別会員(団体) 2022年度会費		
相手方	奈良県統計協会		
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的)は会則第3条のとおり (事業)は同第4条のとおり (会費)は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円
	合計 5000円 (100%充当)		
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会員規約

2 特別会員に関する事項は別に定める。

昭和 2 年	2 月 12 日	総会議決
8 月	5 日改	正
昭和 23 年	3 月	一部改正
昭和 24 年	3 月	全面改正
昭和 28 年	2 月	7 日全面改正
昭和 29 年	2 月 26 日	一部改正
昭和 30 年	8 月 25 日	一部改正
昭和 31 年	2 月 26 日	一部改正
昭和 34 年	10 月 1 日	一部改正
昭和 39 年	4 月 24 日	一部改正
昭和 45 年	5 月 22 日	一部改正
昭和 50 年	5 月 13 日	一部改正
昭和 51 年	5 月 27 日	上部改正
平成 4 年	3 月 25 日	一部改正
平成 8 年	3 月 19 日	一部改正
平成 8 年	4 月 1 日	一部改正
平成 9 年	3 月 19 日	全部改正
平成 17 年	4 月 1 日	一部改正
平成 18 年	3 月 17 日	一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、奈良県統計協会といふ。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もつて、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、大会等の実施
- (2) 統計機関及び統計に関する団體等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する団体等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 会員

(会員)
第 5 条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもつて組織する。

第 4 章 会員

(会員の種類)

第 6 条 この会の会員は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(役員)

- 第 6 条 この会に、次の役員を置く。
(1) 会長 1 名
(2) 副会長 3 名
(3) 理事長 1 名
(4) 理事 若干名
(5) 監事 2 名

(役員の選任)

- 第 7 条 会長は、奈良県統計部を担任する奈良県副知事をもつて充てる。
2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長及び奈良県町村会長をもつて充てる。
3 理事長は、奈良県統計主管課長をもつて充てる。
4 理事は、各市統計協会長及び郡支部長をもつて充てる。ただし、市にあつては統計主管課長をもつて充てることができる。
5 監事は、理事の互選によって決まる。

(役員の職務)

- 第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
3 理事長は、常時会務を掌理し、会長及び副会長を補佐とともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。
5 監事は、この会の会計を監査する。
6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員の任期)

- 第 9 条 役員の任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては 1 年とする。
2 换次により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 事務局

(事務局)

- 第 10 条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。
2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。
3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第 6 章 会議

(会議の種類)

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもつて構成する。
2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 もつてこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいすれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で開催を決議したとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があつたとき。
- (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附隨事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

(1) 金務報告

(2) 第12条第2項によつて総会の附隨を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。
2 理事会は、次の場合に臨時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があつたとき。
- (3) この会則に定めるもののほかに本会の運営に関する重要な事項

(理事会の附隨事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び監理規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 事業及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附隨する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附隨事項、日時、場所を示した書面をもつて、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認められた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び要決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。
2 議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもつて決する。

(1) この会の解散

(2) 財産の処分

(3) 会則の改廃

(書面委託等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議當日までに書面をもつて表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前項の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、該事項その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関する必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるとところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければならぬ。

(会計年度)

第28条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 梯則

(委任) 第29条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関する必要な事項は、別に会長が定める。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 生駒市 葛原市 桜井市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斎鳴町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 庄蹟町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 川上村 東吉野村

附 則
この会則は、昭和28年2月7日から施行する。
附 則 (第8条・第9条; 第10条; 昭和31年5月29日一部改正)
この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。
附 則 (第5条・第8条; 昭和34年10月1日一部改正)

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。
附 則 (第4条・昭和39年4月2日一部改正)

この会則は、昭和39年4月2日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
附 則 (第1条・第8条; 昭和45年5月22日一部改正)

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
附 則 (第9条; 平成4年3月25日一部改正)

この会則は、平成4年4月1日から施行する。
附 則 (第1条・第8条; 平成8年3月19日一部改正)

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
附 則 (第8条; 平成8年4月1日一部改正)

この会則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則 (平成9年3月19日全部改正)

この会則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則 (平成17年4月1日一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年3月17日一部改正)

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

令和4年度 奈良県統計協会事業計画

○理事会の開催

令和3年度事業報告及び決算、並びに令和5年度事業計画(案)及び予算(案)を審議する理事会を開催します。

○特別会員の募集

統計思想の普及向上と統計の活用を進めるため、特別会員の加入の促進を図ります。

年会費 1口 20,000円

統計レポートをはじめ当協会発行の刊行物を配付します。

○統計研究活動等への助成

1 市、郡統計協会への助成

・各統計協会の支部活動事業を促進するため、支部運営補助金を交付します。

2 統計団体への助成

・統計教育の普及振興を推進するため、奈良県統計・情報教育研究会に対し、研究活動費の一部を助成します。

・統計調査を円滑に推進するため、統計団体に対し、活動費の一部を助成します。

○統計書の発行

1 統計の普及と活用を図るため、広く一般県民に「奈良県統計年鑑」及び「100の指標からみた奈良県勢」等の統計資料を提供します。

販売図書については希望者に販売します。

2 (一般財団法人)日本統計協会で発行された優良図書を市町村、特別会員等に斡旋します。

○奈良県民手帳の発行

2023年版(令和5年版)奈良県民手帳を発行します。

作成冊数 11,000冊

領布価格 1冊 600円

○統計レポートの発行

当協会の機関誌「統計レポート」を年2回発行し、関係機関等に配付します。

○奈良県統計功労者表彰式の実施

令和4年度統計功労者として表彰される統計調査員、事業所等に対する各府省大臣表彰をはじめ奈良県統計功労者表彰等の表彰式を奈良県との共催で行います。

日時 令和4年12月(予定)

場所 奈良市内(予定)

○奈良県統計グラフコンクール及び展示会の開催

統計思想の普及と統計の表現技術の向上を図ることを目的として広く県民から統計グラフを募集し、奈良県統計グラフコンクールを実施します。また、優秀作品は全国コンクールに出品するとともに、県庁屋上ギャラリー等において入賞作品の展示会を開催します。

○統計担当者研修の実施

統計思考力の向上を目的として、奈良県統計協会支部職員を対象とする研修を実施します。

奈良県統計協会では次の統計刊行物を販売しております。

▶統計刊行物

- ・2022年版奈良県民手帳(600円)
- ・100の指標からみた奈良県勢(500円)
平成24～令和元年版 B6版
令和2～3年版 A5版
- ・奈良県統計年鑑(3200円)
平成12～令和2年度

▶ご購入

FAXまたはお電話でお申し込みください。FAX 0742-27-0615 / TEL 0742-27-8439
郵送(送料実費負担)または県庁での受け取りとなります。

統計レポート

寄稿

「国勢調査2020」の結果を詳しくみる② －奈良県の年齢別の人ロ人口流出入（5年前と比較）－

特集

- (1) 奈良県年齢別推計人口（令和3年10月1日現在）の概要
- (2) 令和3年10月1日における奈良県推計人口（年報）の概要
－1年間の人口移動状況－
- (3) 「奈良スタッフイベント」について
－令和3年度奈良スタッフイベント（統計活用事例発表会）開催報告－
- (4) 奈良県の家計收支、所得及び資産・負債の状況
－2019年全国家計構造調査 奈良県の概要－
- (5) 奈良県製造業の動向について
－令和3年奈良県鉱工業指数から－
- (6) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
－令和3年度学校基本調査の結果から－

奈良県統計協会

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年5月11日			
年会費名	建設政策研究所 2022年度会費			
相手方	特定非営利活動法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など 機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2828円	11000円+振替手数料313円=11313÷4(4人で分担)=2828円	19
合計 2828円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 建設政策研究所

定款

第1章 総則

(名称)

この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所といふ。

- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

(登記)

この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所といふ。

(本務所)

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、從たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コート前川ビル、北海道越後平塚会内、及び大阪府大阪市中央区鈴町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- この法人は、災害・環境問題を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小企業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行ふ。
- (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (5) 経済活動の活性化を図る活動
 - (6) 農業能力の開拓又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

- この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料・パンク
- (4) 出版・宣伝活動

第3章 会員

(種別)

この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第6条 上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 貸会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

- 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。
2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。
但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

- 会員は、附則で別に定める会費(会計年度途中会員を含む)を一口以上納入する。
- (会員資格の喪失)
- 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
第9条 会員の提出をしたとき
(1) 退会届の提出をしたとき
(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
(4) 定款に違反したとき
2 前項第3号、第4号については理事会の裁決により決定する

(退会)

- 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。
第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(提出金品の不返還)

- 既に納められた年会費その他の提出金品は、返還しない。
第11条 既に納められた年会費その他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことがある。

3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(兼任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

2 専務理事は理事会の決定に基づき、専務局を總括し日常業務を処理する。

3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、選滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌管する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事務あるときは代行する。

3 専務理事は理事会の決定に基づき、専務局を總括し日常業務を処理する。

4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から苦難・実績する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を延長する。

3 惣次のため、又は借員によって就任した登記の任期は、それぞの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(専務局及び監査)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを専任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(専務局及び監査)

第17条 この法人の事務を処理するため専務局を置く。

2 専務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第5章 顧問

(顧問)

第18条 この法人は顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事会で定める。

4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第6章 総会

(構成)

第19条 総会は、会員をもつて構成する。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 決算報告 (8) 委員会の新規設置

(2) 事業報告 (9) 会費の金額

(3) 監査報告 (10) 定款の変更

(4) 中期計画及びその変更 (11) 解散

(5) 事業計画及びその変更 (12) 合併

(6) 予算計画及びその変更 (13) その他運営に関する重要な事項

(7) 役員の選出及び解任

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 雇用総会は、次の各号の一に該当する場合は開催する。

(1) 理事が必要と認めた相談の請求をしたとき。

(2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第4号の既定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第22条 総会は、第20条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第20条第2項第1号及び第2号の既定による請求があつたときは、

その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

2 総会の議事等は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(裁決権等)

第25条 各正会員の裁決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて裁決し、又は他の会員を代理人として裁決を委任することができます。

3 前項の既定により裁決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事等)及び第37条(定数の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は委託表決者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 表決事項

(4) 議事の経過の内容及び議決の結果

(5) 議事録署名人の連任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、

押印しなければならない。

第7章 理事会等

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもつて構成する。

(理事会の機能)

第28条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を能決する。

(1) 総会に付帯すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第29条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置することができる。

2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。

3 運営会議は本条第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を行う。

(委員会)

第30条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。

3 各委員会の委員長は委員の互選とする。

4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。

(1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとの出

版、その他の出版物の編集、などを行う。

(2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会(プロジェクトチーム)の編成及びテーマの分担、研究方法及び実験方法の検討などの研究マネージメントを行う。

(研究会)

第31条 必要に応じて、第29条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会(プロジェクトチーム)を置くことができる。

(専門家の委嘱)

第32条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)
第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 段立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 金費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。
2 前項の既定にかかるらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

第9章 定数の変更、解散及び合併

(定数の変更)

第38条 この法人が定数を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、堅密な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(1) 主たる事務所及び從たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

- (3) 公告の方法

第10章 公告の方法

(公告)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員总数の2分の1以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第40条 この法人が解散(合併及び吸収による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において離決された者に離決するものとする。

第11章 総則

(細則)

第43条 この定数に異議が生じた場合は理事会の解釈に従う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。
2 この定数が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

第12章 附則

- (附則)
1. この定数は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当時の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 永山 利和 理事 推谷 恒
副理事長 荒井 春男 同 関口 伸哉

同 同 江澤 和治
同 同 大塚 紀章
同 同 坂庭 國晴
同 同 清水 雄一
専務理事 辻村 定次
理事 萩川 隆男
同 今井 拓
理事 後藤 美輝
監事 山田 規世
深見 勝治

同 同 谷野 洋
同 同 塚原 信介
同 同 筒井 審
福嶋 実
古澤 一雄
丸山 信二
三浦 正貴

同 同 谷野 重泰
同 同 藤好 重泰

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1 口 1 万円
- (2) 個人会員 1 口 5 千円
- (3) 獣助会員 1 口 5 万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

10. 2020 年 3 月 27 日一部変更

建設政策 研究会

5 2022
No.203

—特集—

岸田政権下の建設産業 政策の動向

- ◇ 韓国建設労働者の雇用改善における核心的課題の推進状況
- ◇ 森林環境税の「使い残し」に潜む2つの問題と労働からの再生について
- ◇ 担い手確保を後押しする公契約条例のさらなる改善と発展に向けて～建設政策研究所「川崎市公契約条例調査」より～



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動信録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年6月10日			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2022年4、5月号 (46350枚)			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込（43350枚）、街頭配布・ポスティング等（3000枚）			
発行目的	2月定例県議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月県議会における一般質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 リニア中央新幹線計画における「奈良市付近駅」計画に固執し、関連する県内大型プロジェクトをつくり、県民に巨額の新たな負担を強いよう提案する知事に、そもそも見通しのないリニア新幹線構想から脱却し、県民の暮らし、福祉を充実するよう求めた。当初予算案の審議にあたり、予算の組み替え提案をおこない、少ない歳出の確保でこれだけの県民本位の施策が実現できると示した。 コロナ禍の拡大のもと、16次にわたるコロナ対策推進の具体的な提案をおこなった。 意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	209000円	46350枚分 32
	新聞折込代	奈良産経企画	133518円	@2.8円×43350枚× 1.1(消費税) 31
合計 342518円（すべて政務活動、100%充当）				
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2022年4、5月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年8月4日、5日			
政務活動先	和歌山県(白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創」)行政視察			
政務活動の目的	大災害の際、防災拠点施設となる白浜空港と若者の引きこもり支援施設を視察し、それぞれの運営上の課題や問題などを聞き取り、奈良県政に活かすため			
相手方	白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創(はじめ)カフェ説明に共産党和歌山県議団の協力を得た			
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	別紙、報告を添付			
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	宿泊費	10500 円	内訳：ドーミーイン和歌山、宿泊費13466円のうち出張経費基準分を充当	47
会費	円	内訳：		
合計	10500 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料：視察報告、視察要綱			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

奈良県議団(5名) 和歌山県内視察日程 索

和歌山県議団・高田山一

●8月4日(木) 高田議員同行

(昼食場所 未定 ご希望があれば...)

午後1時30分～ 南紀白浜空港内 スカイルーム会議室にて
県営南紀白浜空港の管理、運営について
管理会社 南紀白浜エアポート 岡田信一郎社長

午後2時30分～ 南紀白浜空港および旧空港の広域防災拠点としての活用について
県灾害対策課より説明

午後3時30分 終了予定

和歌山市内 宿泊所へ

●8月5日(金) 奥村議員同行

午前10時～ 若者の引き込み支援に取り組む一愛会 創立者にて懇談会
紀の川市粉河 853-3

(懇談後、昼食の後、帰路へ)

和歌山県(白浜空港、若者の引きこもり支援施設)

行政視察 報告

県会議員 山村 幸穂

■日程：2022年8月4日、5日

■視察所：和歌山県白浜空港で開催する防災拠点施設の運営や課題、通常業務を視察。若者の引きこもり支援施設（創はじめカフェ）で運営上の問題、課題について説明をうけた。
■メンバー：共産党奈良県会議員団（山村幸穂、今井光子、太田敦）各議員）。共産党和歌山県議団の協力を得た

和歌山県白浜空港を視察

白浜空港は、2000メートルの滑走路があり、南海トラフの大震災でも津波の心配がない高台にあります。

空港は、一日3便しか飛ばないので赤字経営です。安全に飛行するためにには、滑走路のメンテナンスなどで、年間5億円の滑走路管理費用がかかることがあります。毎年、和歌山県が3億円の赤字補てんをしています。空港運営は、南海トラフなどの大災害の対策のために五條市に2000メートル滑走路の整備画を進めていますが、災害以外には、どのように活用するのかと聞いてもこわからずと答えたのです。維持管理費用も含めるとどれだけお金がかかるかわかりません。空港としての活用で賄いがとれるとは思えません。720億円の建設費用が児童もられていますが、全くのムダ遣いと言われざりません。

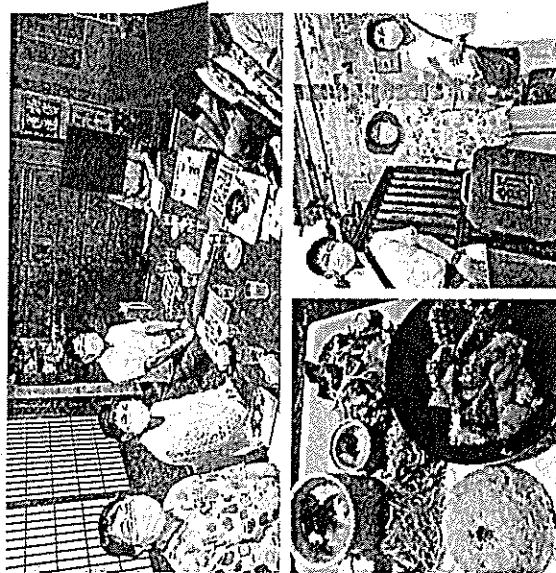
災害対策なら、今ある白浜空港の活用にそ合意です。奈良県のあまりのち無謀な計画に、空港会社のみなさんも驚いていました。改めて、無駄をやめよと強く求めたいと思いました。



若者の引きこもり支援施設
和歌山県の社会福祉法人「妻の郷」のハートフルバス倉（はじめ）

昨日に続いて、和歌山県で視察。今日は奥村県議のご案内で、社会福祉法人妻の郷が運営するハートフルバス倉（はじめ）に、同いました。大正時代に建築された古民家（有形文化財）を活用して、ひきこもりサポート事業に取り組んでおられます。視察・説明へくつろげる居場所、やりたいことを自分たちで企劃して活動する自治活動、新規支援事業として多忙な活動を行っています。

訓練の場ではなく、自分たちが居ない場所を共同で作っていくことを大事にして、やりたいことを自由にできる場になっています。
稽古のある人が学びたいにこを学ぶは生医学部講義として、地域の皆さんの方で「夢・やりたいに」と実現しながら講師になって教えてくれます。すごい、本当に楽しそうです。当事者の皆さんも、サポートで働く皆さんも、いきいきとして、とてもワクワクして、感激を受けました。



(T)

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年9月14日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2022年8月 (NO. 119) (119200枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (106200枚)、駅頭配布等 (13000枚)			
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問・一般質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考え方を示し、意見を求めた。 ・引き続くコロナの感染拡大と原油価格の高騰をうけた物価高騰に対応し、県政生活と健康を守る対策を求め、要望書を提出。数点の対策提案をおこなった。また、委員会での論戦を知らせた。 ・反社会的なカルト集団である旧統一協会と地方の政治、政治家の関係を追求し、結果的に統一協会の行動にお墨付きを与えることになっていることの責任を追及した。国会議員はもとより県議、市議も参画していることがわかつている。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	81774円	(@2.8円) 106200枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4 66
	印刷代	関西共同印刷所	69850円	119200枚分 × 1/4 69
	合計 151624円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月号 (No.119)			

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年9月14日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2022年8、9月号（46350枚）			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込（43350枚）、街頭配布・ポスティング等（3000枚）			
発行目的	6月定例県議会での共産党県議団の論戦など、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 6月県議会における共産党県議団の議会論戦の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 2000円滑走路を建設する広域防災拠点施設整備計画を検証するため、和歌山県の白浜空港を視察。計画は720億円もの巨額の投資であり、荒井知事は「2000円級」滑走路がなぜ必要なのか、活用されるあてはあるのか、何がねらいかを、県民とともに考えることが大切です。県民に広くは知らされておらず、まず知らせることが重要となっている。 警察署内で実弾紛失事件があり、若い職員が「犯人扱い」をされて、病気になるということが発生した。徹底解明と再発防止を強く求めた。 意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	184800円	46350枚分 70
	新聞折込代	奈良産経企画	133518円	@2.8円×43350枚× 1.1（消費税） 67
合計 318318円（すべて政務活動、100%充当）				
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2022年8、9月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年10月17日他				
表題と発行部数	2022年奈良県政暮らしのアンケートビラ（222500枚）と返信用封筒（222500枚）及び後納料金支払い議員分担分				
対象者	奈良県民				
配布方法	全県的戸別配布・ポスティング（222500枚）				
発行目的	奈良県政暮らしのアンケートで県政への願い、身近な困りごとなどを聞き取り、関係当局に要望するため、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行したもので、アンケートビラ、返信用封筒、返信にかかった費用は会派と議員が分担する。（すべて政務活動）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年9月に配布。ただちに返信用封筒（受取人払い）で同アンケートへの回答が返ってきた。質問はコロナ禍の暮らし向き、県政問題（①子育て政策、②若者政策、③高齢者支援策、④公共交通政策、⑤国保、水道など身近な問題・お困りごと）を問うもの。6か月間（23年1月まで）で3200通の返信があった。 ・奈良国道工事事務所、奈良土木事務所、近鉄、奈良交通、奈良県警奈良署、奈良市、県教育委員会に同アンケートに書きこまれた要望を申し入れ、対策について懇談した。 ・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	118442円	430700円（222500枚分）×消費税×1/4	86
	印刷代	関西共同印刷所	135025円	491000円（222500枚分）×消費税×1/4	87
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	35501円	141897円（9月分）×1/4	79
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	37403円	149503円（10月分）×1/4	90
合計 326871円（100%充当）					
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：奈良県政暮らしのアンケートビラと返信用（長4）封筒				

注 発行した広報紙を添付してください。

【3】子育て支援について伺います。

- a.あなたが望むことなんですか？(回答は5つまで)
- ①子ども医療費の負担ゼロ
 - ②就学援助の充実
 - ③給食費の無料化
 - ④通学路などの安全対策
 - ⑤子ども食堂を増やす
 - ⑥発達相談支援センターを増やす
 - ⑦学童保育の充実
 - ⑧特別支援教育支援員の増員
 - ⑨学校の女子トイレの改善(和式を洋式に)
 - ⑩中高生の通学費補助
 - ⑪外国籍児童に対する日本語教育の実施
 - ⑫その他()

2022年秋 日本共産党奈良県会議員団

〒630-8501 奈良市登大路30 奈良県議会会員室

TEL: 0742-273521 FAX: 0742-271492

Mail: naraken-jcp@foresttochne.jp

[webアンケート](https://forms.gle/gUcd9ucdnN4cXsYR8)

※回答は、あてはまるものに○を、記述欄は自由にお書きください。

【1】あなたの暮らし向きは新型コロナ前とくらべいかがですか？

- ①まびしくなった
- ②変わらない
- ③わからない

【2】きびしくなったという答えた方に理由をお聞かせします。(回答は3つまでに○を)

- ①給料が減った
- ②年金が上がった
- ③物価が上がった
- ④売り上げが減った
- ⑤失業した
- ⑥税金・公共料金の負担が増えた
- ⑦教育や子育てに支出が増えた
- ⑧その他()
- ⑨生活維持のためにはどんな工夫をされていますか？
- ⑩貯金を取り崩し
- ⑪貯金や光熱費の節約
- ⑫食費の手控え
- ⑬その他()

【2】国や自治体の新型コロナ対策として何を求めますか

- ①希望者への早めのワクチン接種
- ②感染時の医療体制の充実
- ③事業者や収入の減った人への支援
- ④希望者のPCR検査や抗原検査キットの配布
- ⑤その他()

【4】若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？

①高校や大学の給付制奨学生制度の創設、学費の値下げ

②校則の見直し

③県立高校の施設改修

④その他()

- ①若いと思う
- ②問題だと思う
- ③わからない

- ④公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？
- ⑤公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？
- ⑥公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？

- ①良いと思う
- ②問題だと思う
- ③わからない

- ①若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？
- ②高校や大学の給付制奨学生制度の創設、学費の値下げ
- ③校則の見直し
- ④県立高校の施設改修
- ⑤その他()

【5】高齢者支援、障がい者支援についてあなたの望むことなんですか？(回答は5つまで)

①介護保険料・利用料の引き下げ

②後期高齢者医療費の恩口負担の引き下げ

③年金の引き上げ

④補聴器購入の補助

⑤特別養護老人ホーム・高齢者施設の充実

⑥介護・福祉施設従事者の待遇改善

⑦高齢者の雇用促進

⑧街のバリアフリー化

⑨交流・憩いの場の確保

⑩買い物支援の充実

⑪運転免許返納後の高齢者への支援

⑫障がい者就労支援の充実

⑬その他()

- ①良いと思う
- ②問題だと思う
- ③わからない

- ④若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？
- ⑤高校や大学の給付制奨学生制度の創設、学費の値下げ
- ⑥校則の見直し
- ⑦県立高校の施設改修
- ⑧その他()

【6】公共交通についてお聞きします。運院や通学、買い物などで移動する場合、お困りのこと

①公共交通についてお聞きします。

②具体的に聞かせください

【7】生活に直結する県道・河川・教育・国民健康保険・上下水道など、生活中に身近な事を行っていますが、奈良県政です。あなたはどう感じていますか？

- (1)あなたが県政に期待する事とはなんですか？
 - ①県道の整備
 - ②河川の整備
 - ③教育員増員
 - ④国民健康保険料の引き下げ
 - ⑤上下水道料金の引き下げ
 - ⑥保健所の増設
 - ⑦児童相談所の一時保護所の強化
 - ⑧施設の増設
 - ⑨最低賃金の引き上げ
 - ⑩労働相談など労働行政の強化
 - ⑪地元地酒はじめ、農林業の振興
 - ⑫精神保健、歴史的景観の保全
 - ⑬地場産業の応援、ものづくりの推進
 - ⑭DVなど女性相談の強化
 - ⑮その他（

(2)奈良県は、総合防災拠点の整備とあわせ、五條市に2000年滑走路(中小型ジャット機の離発着が可能な大きさ)の建設を予定しています。※配布のビラ参照

この計画に 賛成 反対 ③わからぬ

(3)奈良県は27の市町村と水道事業の経営を一体化する「県域水道一体化」をすすめようとしています。※配布のビラ参照

この計画に 賛成 反対 ③わからぬ

(4)その他、県政について要望やご意見をお寄せください

お書きください

お書きください

お書きください

お書きください

お書きください

お書きください

お書きください

お書きください

お書きください

【9】日本共産党県議団は県政とともに国政問題で、社会保障、消費税減税、気候変動、ジェンダー平等などを掲げていますが、あなたはどの項目に力を入れてほしいですか？

- a. 消費税率を5%に戻すこと 賛成 反対
- b. 宪法9条の改定について 賛成 反対
- c. 核兵器禁止条約に日本も参加する 賛成 反対
- d. 気候変動、再生可能エネルギーの推進 賛成 反対
- e. ジェンダー平等の推進 賛成 反対
- f. 大学の学費を半額にじてほしい 賛成 反対
- g. 農業などの第一産業に力を入れる 賛成 反対
- h. 医療・介護・保育などケア労働者の待遇改善 賛成 反対
- i. 野党共闘についてどう思いますか？ 賛成 反対
- j. その他（

【10】議員にどんなことを望みますか？

- ①税金のムダ遣いをチエックする
- ②議会の様子や県政を知らせる
- ③日常的に住民の声や相談事をよく聞き、行政へ届ける
- ④国の政治へ必要な時はもの名をうつす
- ⑤年議会で発言する
- ⑥利権や腐敗をただし、公正をつらぬく

⑦その他（

）

【11】日本共産党県議団について、ご意見やご要望をお聞かせください。

あなたについて教えてください

あなたについて教えてください

あなたについて教えてください

あなたについて教えてください

あなたについて教えてください

あなたについて教えてください

あなたについて教えてください

お名前

住所

連絡先

mail

ご協力、ありがとうございました。結果については「奈良民報」号外などでお知らせします。

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛

6308790

料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限
2023年1月31日
まで
切手を貼らずに
お出し下さい

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛

6308790

料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限
2023年1月31日
まで
切手を貼らずに
お出し下さい

第11号様式の7（第5条関係）

政務活動記録簿（要請陳情）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年11月16日他				
政務活動先	政府要望（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、法務省、文化庁）				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁（衆議院会館でおこなうレクチャーの方式）				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<p>別紙(2022年政府交渉報告)</p> <p>県議団と予定候補そろって、政府5省庁交渉。厚労省、文科省、国土交通省、文化庁、法務省に34項目について要望、回答をいただきました。新しいことがわかつたり、改善される予定であることなど、良いこともありました。</p> <p>ちょうど、国会が開催中で、昨日辞任した寺田法務大臣、その後任人事などであわただしい国会情勢の中、宮本たけし衆議院議員が駆けつけてくれました。（山村幸穂）</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都一東京（往復）	27290円	91
	京都	近鉄	奈良一京都（往路）	640円	95
	国会議事堂	東京メトロ	東京一国会議事堂（往路）	170円	95
	東京	東京メトロ	国会議事堂一東京（復路）	170円	95
	奈良	近鉄	京都一奈良（復路）	640円	95
	合計 28910円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：政府5省庁交渉報告				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

2022年 政府交渉 報告

日本共産党奈良県委員会と同県会議員団は2022年11月21日、5省庁に41項目の要求を届け、交渉を行いました。県内自治体で住民の要求実現に活用できる回答がいくつかありましたので、要望書と回答、今後に生かすポイントをお知らせします。今後のとりくみに活用ください。



参加者：山村さちほ県議、小林てるよ県議、
今井光子県議、太田あつし県議、
宮本次郎前県議、
尾口いつぞう大和郡山市議（県議候補）、
井上良子国政事務所長
近畿ブロック 堀内照史元衆院議員
激励と国会報告：宮本岳志衆院議員
窓口：山下よしき参院議員事務所
於 衆議院第2会館

明朝体 要望内容 ◎各省庁からの回答 ☆交渉団からの発言、今後に生かすポイント

【厚生労働省】

1. 子どもの医療費について

県の子どもの医療費助成制度は中卒までですが、償還払い制度となっており、手元に現金がないと受診できないと改善を求める要望が強くあります。政府のペナルティをなくしてください。

◎未就学児は平成30年(2018年)にペナルティの対象外とした。すべてでなんらかの助成をしているので国としてもふみきった。課題は大きい。受診率があがる。現在、市町村での医療費助成の実施状況の調査中。

☆奈良市の調査では、ほぼ変わりないというデータがある。実態として増えているわけではない。格差と貧困が広がっており、償還払いとなっているのは国のペナルティがあるから。お金があっても公平に医療が受けられるようにすることを求める。ペナルティには道理がなく、国に改めさせるとともに、県に受診する権利を奪うような償還払いをやめさせるようにする事が重要。

2. 障がい者医療助成を国の制度として実施されたい

奈良県では、心身障害者の福祉医療制度として、身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2のみを無料の対象とし、一部市町村では、身障3級、4級まで対象として助成しているところもあります。障がい者医療助成は、国が全国一律の窓口負担のない助成制度として実施してください。県も要望しています。

◎各地域のニーズに合わせて自治体の判断で実施されているものと承知している。国としては障害者自立支援法で支援給付している。☆限定された人とか使えないと求めた →◎要望として受けたまわる

3. 国民健康保険について

①算定基準の子どもにかかる均等割りの軽減を拡充してください。

◎多子、低所得世帯は軽減している。この4月から未就学児は半額に軽減している。まずはこの運用状況をみたい。

②都道府県単位化で、奈良県は令和6年度から統一保険料を目指しており、市町村に保険料引き上げを促しています。統一保険料を国が促進することはやめてください。

◎2018年(H30年)以降、水準を統一してきた。将来的には同じ都道府県であれば同一となるよう、統一をめざしている。強制するものではない。医療提供体制のちがいなど、地域の実情に応じて、ていねいにすすめていただきたい。令和6年度に統一をめざすというのは奈良県と大阪。奈良県は全国的にも早い。

☆統一保険料は法定化されていない、ということを確認。しかし保険料を決めるのは市町村としながら、法定外繰り入れをしたら減額されるなど、国が統一化を旗振りするのは矛盾している。大阪と奈良の突出ぶりはあきらか。現場でのたたかいに生かす。

③運営方針では、減免についても、市町村長の裁量で減免できる規定を外すことを求めています。本来、保険料や減免規定など決定権限は市町村にあり、このような強制は許されないと考えますが、いかがでしょうか。

◎減免の基準、決定は市町村にある。統一化は強制ではなく、「のぞましい」としている。

☆今は減免はほとんど認められていない。市町村が決定者というが、現場に徹底をしてほしいと求めた。

④これ以上、保険料の負担を増やさないために、国庫負担金を増額するよう求めます。

◎H30年から統一化を推奨。国から3400億円を投入。今後負担増にならないよう公費のあり方を考える

⑤移送費用の基準が厳しく、利用の範囲が狭いため活用できません。改善してください。入院中に転院が必要な時や施設からの入院する場合など利用したくても、利用できません。

◎移送費は医師の指示によって利用できる

4. 大腸がん・膀胱がん患者等の排泄管理支援用具の給付基準額の引き上げを求める。

若年がん患者向けに、在宅療養費用の公的助成をもとめます。AYA世代のがん患者が少ないため治療方法の遅れがあり、高齢者に比べて進行が早いがんが多く、就労が困難医なった時、在宅療養費用が大きな負担となっています。40歳以降では介護保険制度(公的負担制度)がありますが、AYA世代にはこうした制度がありません。経済的な負担軽減のための助成を要望します。

◎具体的な給付内容は自治体で決めることができる。若いガン患者の対策は議論をすすめている。意見は聞いています。☆排泄管理支援用具は、具体的な支援のあり方はまったく市町村の裁量である事を確認。現場のたたかいに生かす。

5. コロナ対策について

①医療機関が、引き続き病床確保ができるように、国の病床確保のための財政支援は縮小せず、継続してください。

→◎今週中をめどに見直すと発言、コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金について、減額の調整措置を見直す事務連絡が21日に出された。

②高齢施設・障がい者施設での頻回のPCR検査費用の公費負担の継続をしてください。

◎9月9日の事務連絡でPCR検査や抗原定量検査キットを全額公費で行えるようにした

☆高齢者施設等でのPCR検査の頻回調査は全額公費というものの、交付金に限りがあるなど限界も明らかに。さらに国に求めていく

③保健所増設等への支援

奈良県では、保健所が6か所から4か所に減少。(保健師数も人口10万人当たり41人全国37位)コロナで過労死ラインを超える過重労働が蔓延、改善のために非正規雇用職員を増員して対応していますが、正規雇用を増やし、保健所の増設が必要です。国の責任で保健所増設や職員増に財源を確保してください。

◎感染症対応の保健師は、2022年(令和4年)までに900人増員(全国)。自治体からの声にもとづき、実態把握をしている。1994年(H6年)に地域保険法改正以降、統廃合がすすんだとみている。国として、法改正で人口あたりなどの基準がなくなり、新たにつくるのは難しい

6. 加齢性難聴の補聴器購入に補助制度の実施をもとめます

補聴器の利用は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。県内では、斑鳩町、三郷町が独自に一部補助として2分の1、限度額2万円を実施していますが、十分ではありません。国として補助制度を実施してください。県内3市、5町で加齢性難聴者への補聴器補助をもとめる意見書を採択しています。

◎重要性は認識しているが慎重に議論したい。令和元年に国立長寿医療機関に難聴と認知症の因果関係の研究をし

たが、因果関係がないという調査結果が出た。引き続き調査してもらっている。

☆白内障の眼内レンズも保険適用され、生活改善につながった、と求めた。

7. 生活保護制度について

①医療機関受診時の交通費の支給が立て替え払いになっていますが、現物給付にしてください。

◎必ずしも事後でなくてもいい。事前に概算払でも可能

☆必ずしも当事者が立て替えなくてもいい。現場で生かす

②温暖化で猛暑が続いている中、保護世帯では、エアコンの設置費用や買い替え、修理費用が出ません。また電気代を節約して体調を崩すなど、命に係わる問題です。夏季加算の創設、エアコン設置・修理費用の支給をしてください。

◎保護費の中でやりくりしてほしい。調査結果(H26年)では夏期に電気代が増えている。

☆電気代は節約している、改善を求めた

③生活保護基準の引き上げをもとめます。

◎消費動向に応じて基準部会で5年に1度見直している。

☆コロナ禍という状況を踏まえてほしいと求めた。

8. 介護・福祉従事者の待遇改善を求める

党県議団が行った県政アンケートでは、高齢者・障害者対策で従事者の処遇の改善を求める多くの声が幅広い年齢の方から寄せられました。「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」は、時限的なものとなっています。恒久的な処遇改善を求める。

◎処遇改善は重要。2月から3%引き上げる措置をとった。10月からは報酬に組み込んで同様の措置。費用の使途の見える化をしていきたい

【文部科学省】

1. 学校給食について

①憲法で義務教育は無償とされています。学校給食の無償化を国として進めてください。

◎地方創生臨時交付金でこの間の物価高騰に対応する6000億円を交付した。

②また、県では、学校給食に地場産小麦の使用を進めるために小麦の作付けや品種改良も行っています。食材費の国支援を求める。

◎農水省に地場産物を活用する事業がある。文科省には学校と生産者のコーディネーターの配置をする予算を令和5年度で要求中。3分の1補助、申請して交付する。

☆現場で生かす

2. 教職員の増員

①県内小中学校の教員不足は深刻となっています。令和4年度4月時点で担任が決まらない学級は55学級、6月1日現在で38学級。8月1日現在で49学級となっています。教職員を増やすように定数を改善してください。

◎免許を持っている人の掘り起こしをすすめている。働き方改革や採用試験の改善など12月に答申が出される。教師目指す人を増やしていきたい。校長・教頭・副校長が担任に入っているのは2021年5月1日調査で小学校53にのぼる。京都府では産休代替が年度途中に起きた場合は4月から任用している。自治体でそういうことをやる場合は、支援している。4月からなら人を確保しやすい。

②スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが非常勤雇用で、数校をかけ持ちしています。県立高校44校を担当する常勤は1人のみです。中学校は年間17日のみ派遣、小学校は現在20校のみ対応。児童が気軽に相談できない、夜

- 間の相談時には手当が出ないなど、相談者もワーカーも困っています。常勤の配置ができるように、国の補助を増額してください。
- ◎今の国庫補助では確保できないとの声をいただいている。拡充をはかるため、スクールカウンセラーは来年度プラス 20 億円の計 75 億円、ソーシャルワーカーはプラス 8 億円の 21 億円の予算の増額を要求。令和 5 年度拡充でしっかりと支援していきたい。

3. 小学校の規模適正は柔軟に

- 小学校の統廃合が、学校規模適正化方針に基づいて進められていますが、国の基準は、1学年1学級100人以下が対象になっています。しかし、現在では小規模校の教育効果が高いことが認められるようになり、機械的に統合を進めるのではなく、地域に見合った柔軟な対応を認めてください。また基準を見直してください。
- ◎設置者である自治体の判断である。学級数のみではかるなど機械的にすすめるのではなく、地域づくり、街づくりもふまえ実情に応じて市町村が判断してほしい。
- ☆国の基準を理由に閉校しようとしているケースをのべた。必ずしも学級数だけで見ないことが明らかに。現場でのたたかいに生かす。

4. 高校生の通学費補助を

- 奈良県では、高校統廃合によって公立高校の数が減少し、遠距離通学せざるを得ません。特に県南部、東部のバス代は高額なものになります。交通費の負担軽減のために、国としても支援を実施してください。
- ◎高校生には離島しか支援はない。各都道府県で適正に。義務教育の場合、小学生 4km、中学生 6km の場合、スクールバス購入費用やバス定期代、業者への委託費用など市町村が行うものに 2 分の 1 の補助をしている。
- ☆実施している県などの経験の横展開と国の支援のあり方の研究を求めた。

5. 県独自の奨学金へ国の支援を

- 若い世代の学びを応援し、県内定住を促進するために、奈良県独自の大学生・給付型奨学金制度をわが党は提案しています。この制度は、経済的に厳しい環境にありながらも学ぶ意欲をもつ奈良県出身の大学生に対し年間授業料に匹敵する 60 万円を 4 年間支給し、卒業後奈良県内の事業所に就職する、あるいは定住した場合に返還を免除するもので、1 学年あたり 50 名、4 学年で 200 名分の奨学金の創設を提案しています。こうした制度に対して、国の支援を求めます。
- ◎国としても支援している。内閣官房と総務省で一部、特別交付金(税)で措置している。県だけでなく、市町村でも同じ。☆生かしていく

【国土交通省】

1. 地域公共交通対策

- 地域の公共交通として役割を果たしている民間バス(奈良市など・奈良交通)が経営困難からバス路線の減便を進めて住民の移動が困難となっています。維持できるように、国の支援を求める。
- ◎奈良市は中核市なので補助対象にはならないが、地域公共交通活性化法で地域公共交通利便増進計画を自治体が立てれば、補助対象になる。バス事業者への支援はコロナ対策でも令和 4 年度補正予算で求めている。
- ☆奈良交通が奈良市で 6 路線廃止、9 路線減便する計画を奈良市に出し、住民の利便性が損なわれると国の支援を求めた。奈良市での取り組みに生かす

2. 浸水想定地域に指定されている地域への、災害拠点病院の建設計画について

- 西和医療センターの移転計画が進んでいます。現在、三郷町の高台にありますが老朽化が激しく、現地建て替えか、移転かのパブコメもないまま王寺駅前に移転の方向が進んでいます。この予定地は昭和 57 (1982) 年の大和川大水害で水につかり、10 メートルから 5 メートル、1 日から 3 日間の水害が発生し、鉄道も道路も使えなくなった場所です。西和医療センターは奈良県の災害拠点病院と位置付けられていますが、ハザ

ードマップでも 5 メートルから 3 メートルの水がかかる浸水想定区域となっています。災害時に使えなければ意味がありません。大和川は平成3(1991)年12月24日から特定河川となりました。

貴省においては、厚生労働省と連携して医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握を実施しているところです。その中で、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握を、各都道府県に求めているところです。

については、上記実態把握の主旨、目的についてご教示いただくとともに、浸水想定地域など災害の危険のある地域への災害拠点病院建設についての是非について、貴省の認識をお示しください。

◎浸水想定地域は要配慮者が利用する施設や病院で迅速な避難のための計画づくりと訓練の実施が義務化。災害時には避難確保が必要な場所。病院などの建設を一律に制限するわけではない☆危ない場所に災害拠点病院をつくることは災害時に役立たないのでと求めた。水防法や土砂災害防止法で当該区域の病院などは避難確保計画、訓練実施の義務づけがされたわけで、事がおきれば逃げなければならない地域。おのずと「災害拠点」にならなことが浮き彫りに。

3. 水害対策

近年、全国各地で集中豪雨による災害が発生しており、大和高田市とその周辺においても浸水被害が頻繁に起こり、深刻な現状となっています。県と市においても高田土木事務所の駐車場に雨水貯留施設の設置など計画されていますが、都市型水害を防ぐには更なる対策が必要と考えます。

①大和高田市曾大根、葛城市東室を通る国道24号線に降った雨水が水路へ流入し、わずかの降雨量でも下流域の大和高田市東中、大和高田市栄町地区内において溢れ出す状況です。葛城市東室を通る国道24号線の高架下における雨水貯留施設の実現を要望します。

◎市として必要な箇所であれば設置のために貸すことはできる。

②大和川の「特定都市河川」の指定により、補助率が引き上げられましたが雨水貯留施設の候補地が具体的に確定していない場所も存在します。そこで国からの内水対策への重点的な支援を引き続き行うことを求めます。

◎大和川は特定河川第1号で全国の先頭を走っている。指定すればしっかり支援していきたい。特定河川になれば街づくり側にも規制がかかる。計画を立てるのは県になる。

③国道165号線の大東町から近鉄大阪線踏切のあたりで今年の夏、ゲリラ豪雨による浸水被害が発生し、沿道の工場の機械が水没し、故障するという被害が出ています。近年のゲリラ豪雨に対する国道の雨水対策を講じられるよう求めます。

◎隣地の土地が排水できないようになっていたため、開発者に県が指導している。

4. 通学路の改善

近鉄篠山駅南側にあたる国道165号線近鉄篠山駅前交差点以北の国道沿いの通学路について、これまで危険な通学路として地元から改善の声が寄せられています。対策を講じられるよう求めます。

◎10年前におこなったもので、なるべく早く対策したい

【法務省】

旧奈良監獄について

1. 進歩について

奈良少年刑務所であった旧奈良監獄は、建物の老朽化、耐震不足が問題となり、2017年3月31日に廃庁

され、すでに5年以上が経過しています。史料館やホテル建設の予定は、当初計画よりかなり遅れており、保存に尽力した人や近隣住民から、工期の遅れや建物の状態について心配の声があがっています。重要文化財としての建物や旧奈良監獄、少年刑務所として果たして歴史的役割を後世に伝えるために、建物の耐震化と史料の保存・常設展示を貴職が責任をもって対応されることを求めます。進捗状況と見通しについて明らかにしてください。

◎耐震改修は現在3棟まで完了。1月から工事を再開する。令和7年度オープンの予定。初めてのケースで難しい工事だった。屋根があるので、鉄骨を上から入れられずああいう耐震工事はほぼ初めて。遅れたのは、そういうことと、資材費の高騰などが理由。建物を後世に残していくということで懸念は要望されていることと同じ思い。ホテルは維持管理にお金を出してもらうことが目的。補助金は国65%、県4%である。残り31%がSPC。県の窓口は奈良公園室。史料室について市の事業をやめたのは指定管理者制度を活用することになったから、SPCが請け負う。奈良市は鴻池運動公園と一体で活用したいよう。

☆治安維持法の歴史、ともすれば迷惑施設になりかねない刑務所が地域の人から愛され、建物や果たしてきた役割など、歴史的建造物の保存と歴史の継承について、法務省が責任を果たすことを再度確認した。

2. 史料館について

史料館に保存・公開する史料について、同刑務所が一般の受刑者とあわせ、平和と国民主権、生活擁護を主張した多くの先人が治安維持法のもとで収監された刑務所であったことを明確にし、先人の収監時の刑務所での生活の実態とそれぞれの先人の関係資料(史料)等を保存・展示するコーナーを常設設置し、来訪者に対して積極的に案内を行う措置をとってください。また、戦後の少年更正教育の歴史を語る史料館としてください。旧奈良監獄の保存に尽力した「宝に思う会」等関係者の意向を丁寧にくみとり、史料の保存や運営に生かしてください。

◎史料館はPFI事業でSPCに構想をお願いしている。SPCから委託する事業者は小学館集英社プロダクトという教育コンテンツをつくっている会社。30年間の予定。治安維持法など、要望は伝えているがまだ内容は白紙で引き続き努力していきたい。

3. 旧奈良監獄敷地内の草刈りなどがされないままになっています。ボランティアで草刈り等の作業を行っても良いという方もおられるので、そうした市民の力もかりて、法務省として柔軟に対応してください。

【文化庁】

国営公園整備の際の基本的な方針として文化庁がとりまとめた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」(2008年)では、平城宮跡の近鉄線について『宮跡内の移動動線や景観の観点から支障となるため、移設などを含め将来のあるべき姿について関係機関で協議・検討を進めることが求められる』としています。ここでは、近鉄線の存在が動線や景観の「支障」と認識した上で、それへの対応として「移設等」の対策の協議・検討を関係機関に要請しています。

①上記文化庁の「推進計画」の具体化の一環とも言える近鉄線移設設計画について、奈良県などの協議・検討の内容を文化庁としてどのように把握されていますか。また、上記「関係機関」というのは文化庁も含まれると考えますが、見解をあきらかにしてください。

◎文化庁には相談されていない。2021年(令和3年)3月の報道以外はわからない。影響があるのであれば長いスパンで。今の時点で近鉄や奈良県にということはない。関係機関に文化庁は含まれる。

②これまでの平城宮跡周辺の木簡の出土は、代表的なものだけでも長屋王木簡が3万5千点、二条大路木簡が約7万4千点確認されています。10月末、今の和歌にあたる「倭歌(やまとうた)」と記された木簡が見つかり、奈良文化財研究所は「日本古来の歌を『やまとうた』と記した最古の例になる」とし、最古が100年さかのぼった事例もありました。歴史的学術的に極めて重要な平城宮跡の近隣区域で地下トンネルを掘る工事は貴重な埋蔵文化財を消失しかねない危険があります。木簡など埋蔵文化財を保護する地下水に影響が予測される現状変更は認められないと考えますが、文化庁の所見を明らかにしてください。

◎都市開発については必要に応じて対処していく。着工20年後、完成40年後ということでこまかいところまでつかめていない。世界遺産は係が違う。保存管理計画は奈良県がつくることが望ましい。

☆奈良県は2028年(令和10年)に計画を決定したいとしており、貴重な埋蔵文化財が壊される危険をその前に止める取り組みが文化庁としても必要ではないか。世界遺産委員会には報告しているのか?平城宮跡の「保存管理計画」が「10年前につくる」とされているにもかかわらず、まだ策定されていない。早くつくられたい。

平城宮跡の近鉄移設は、文化庁は報道程度しか知らないとしたが、基本構想推進計画で謳っている当事者であり、そもそもつくらなければならない保存のための計画すらないまま、公園の整備を進めている問題など指摘「受け身でなく、関心をもってみていきたい」と答弁させた。

しんぶん赤旗
2022年11月23日付 4面

医療の不公平改めよ 41項目の要望

党奈良県議団・県議候補

日本共産党奈良県委員会
議員候補団は21

交渉しました。

子どもの医療費助成

に国がペナルティーを

かける問題では、「添

い立て替え払いをやめ

ても受診者数は増えて

いない」という自治体の

開きがある。お金の必

要として必要な医療に

かかるべき不公平を改

めよ」と求めました。

国民健康保険制度

が統一しきりとしてい

る問題では、保険料な

どは決定権者は市町村

であることを厚生労働

省と確認しました。

文科省では、自治体

が独自に医療費助成を

実施する場合とは国の

支援があること、小学校

統合問題では「学

校統合すれば機械的

にするため

るものではなく、地域

の事情を虑て市町村

が判断できるとの回

答を得ました。

奈良市でバス路線が

縮小されようとしてい

る問題で国交省は

連絡で国交省は

「中核市等の補助対

象でないが利便増

進計画を作成され

ば、補助の対象とな

る」と回答。党県議団

は平城宮跡内の近鉄線移

設問題でも後押す歴史

的遺産を維持せよと求

めました。

日本共産党議員が

参加者を激励し国会報

選を行いました。

県民要求実現へ国は支援を

奈良県委
県議団

5省庁に41項目を要望

党奈良県委員会と同県議団は21日、政府交渉を行い、厚労省、文科省、文化庁、国交省、法務省の5省庁に41項目を要望しました。

山村さちほ、小林てるよ、今井光子、太田敦の各県議と宮本次郎前県議、尾口いつぞう大和郡山市議（県議候補）が参加しました。

厚労省では、奈良県は2024年度に国保料の県統一化をめざしていますが、24年度を目指しているのは大阪と奈良だけで、県の突出ぶりが明らかになりました。国は「強制するものではない」と言いながら、統一化をすすめています。しかし統一化は法律で定められているわけではありません。一方で、市町村によって医療資源や被保険者の構成の違いがあり、保険料の決定権は市町村にあることは法律で定められています。交渉ではこのことを確認。県の強引な統一化を許さないたたかいで生かすことにしています。

バス路線維持、県奨学金支援など願い実現の手掛かりも

奈良県下では、学級数が12~18が「適正」とし強引に小学校の統廃合が進められています。文科省は、学校が地域のコミュニティの中心になっており、必ずしも学級数だけを機械的に見るのではなく、地域の実情を踏まえて判断すべきと回答しました。

国公省では奈良市の山間部でのバス路線の維持など地域交通への支援を要望。中核市である奈良市は対象ではありませんが、利便増進計画を作成すれば補助の対象になることが明らかになりました。

このほか、県議団が県民の要求実現へ掲げている県独自の奨学金制度や学校給食への地産地消をすすめる際に使える国の支援メニューも明らかになり、県議団は、議会での論戦と運動に生かし、統一地方選挙勝利、さらなる要求実現へ力を尽くすとしています。宮本岳志衆院議員が参加者を激励し、国会報告しました。

コロナ病床確保の支援金削減を見直し 政府交渉での要望実る

コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金についてこの日の交渉で、厚労省は10月から始まった減額の調整措置は見直しを明言。この日、事務連絡を発出しました。

同交付金については、この間の兵庫、滋賀の政府交渉で取り上げてきました。国は交付金の支給を来年3月まで延長する一方で、10月から、診療収益がコロナ前の1.1倍を超え、病床使用率が50%未満の医療機関に対し、減額をするとしていました。この間全国からの批判もあって見直しを迫られました。

事務連絡は「地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関」「構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関」「都道府県知事がそれらに類する特段の事情があると認める医療機関」など、都道府県知事の判断で調整の対象としないことができるとしています。この問題は、15日の参院厚労委員会で倉林明子参院議員も取り上げました。



厚労省に要望を提出する奈良県議・候補(21日、国会内)

22近畿ブロック事務所ニュース

Tel06(6975)9111 Fax06(6975)9115

【府県・地区・地方議員御中・部内資料】

No.32(2022.11.22)



2022年政府5省庁交渉

(衆議院会館会議室:レク方式で厚生労働省など5省庁)

2022・11・21 日本共産党奈良県会議員団

第11号様式の9（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2022年11月19日		
場所	王寺町やわらぎ会館多目的ホール		
会議名	県政報告会＆要求懇談会 in 北葛城郡		
相手方（人数）	北葛城郡を中心に地域住民80人		
開催目的	日本共産党県会議員団の4人の県会議員が、自らが所属する常任委員会の分担にそって県政報告をおこなうとともに、要求懇談した		
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>4人の県会議員がそれぞれに分担し、「奈良県政を丸ごと報告します」と銘打ち、県政報告会を開催。その際、共産党の県会議員全員が揃う場でもあり、県政に対する要求懇談をおこない、政策的課題、地域要求を聞き取った。</p> <p>県政諸課題についてパワーポイントを使用し、丁寧に報告し、また県議会で議論になっていることをリアルに報告した。</p> <p>要求懇談では多くの願い、要求が出された。</p> <p>これらについては、県議会での質問や関係機関への要望書にまとめ、要望した。また、議会論戦に活かした。</p>		
開催に要した経費	項目	金額	内訳
	会場費	4800円	王寺町やわらぎ会館多目的ホール（議員4人が分担 $19200\text{円} \div 4 = 4800\text{円}$ ）
	合計 4800円（すべて政務活動）		
備考	添付資料：県政報告＆要求懇談会 in 北葛城郡案内チラシ、開催の様子（写真）		

注 会議の次第や資料等を添付してください。

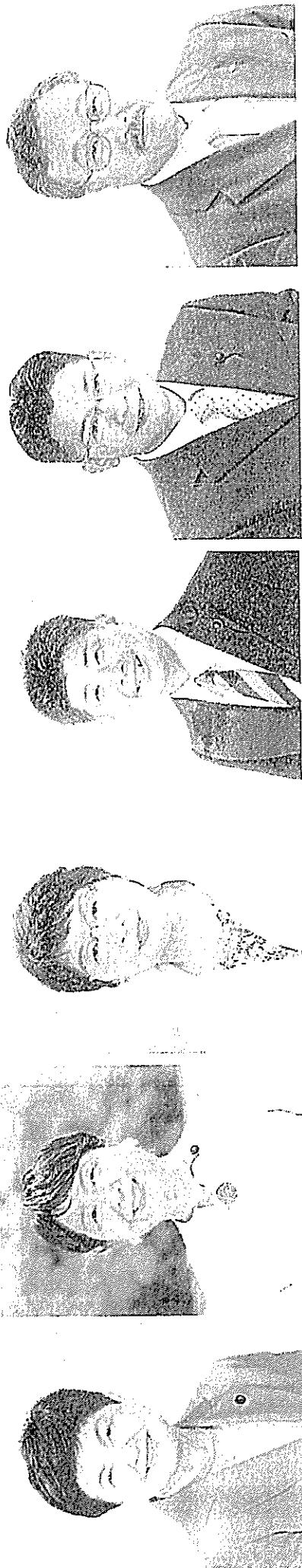
県政の異常をたたず日本共産党奈良県議団を強く
力あわせて奈良県政をまるごと報告します

県政報告会 & 奈良県議団懇親会

どなたでも参加いただけます
説明会をさせて
ご参加ください

とき／1月19日（土）午後2時開会
ところ／王寺町 やわらぎ会館 研修室（3階）
王寺町役場西となり
王寺町2-1-18

住民の本音を
日本共産党
会員の意見を
意見交換してじめます。
オール奈良県議団であります。

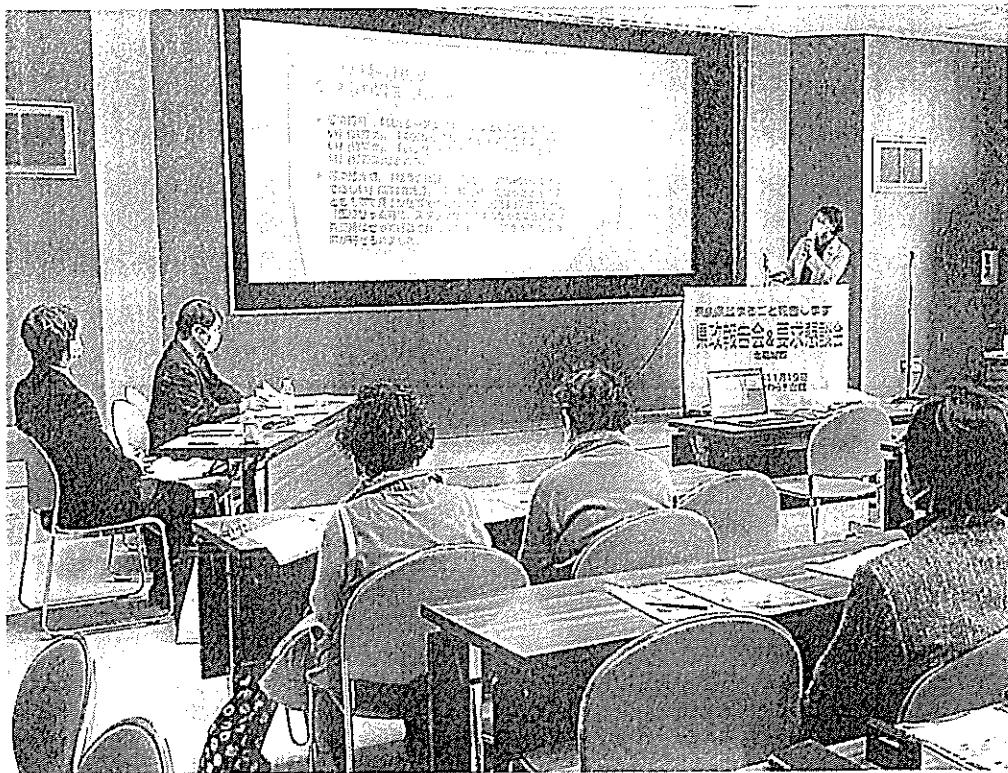


尾口 五三大和郡市議
宮本 次郎前県議
太田 敦県議
(大和高田市役所)
小林てるよ県議
(奈良市役所)
今井 光子県議
(北葛城郡役所)
山村さちほ県議
(奈良市役所)

4人の県議団そろって県政報告会＆要求懇談会 in 北葛城郡

2022年11月19日

王寺町やわらぎ会館多目的ホール



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年12月7日他				
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2022年11月 (No. 120) (112870枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (10670枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論（代表質問、予算委員会他）、実施した県民アンケートの結果を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、予算委員会などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 8月から実施した県政暮らしのアンケートには短期間に3200通を超す返信があった。各項目の集約をおこない、関係する行政機関や企業に要望をおこなったことを報告し、かつアンケート結果を広く県民に返した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 ×1.1(消費税) ×1/4	102
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	112370枚分 × 1/4	103
合計 149809円 (100%充当)					
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月号 (No.120)				

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2023年1月13日 他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより） 2022年12月号 (46350枚)			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込（43350枚）、街頭配布・ポスティング等（3000枚）			
発行目的	9月定例県議会での共産党県議団の論戦など、県政上の重要課題の議会論戦を広報し、県民要求で政府各省庁交渉をおこなったことの内容を周知し、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月定例県議会でおこなった決算審査について広報し、大型開発推進で県民の暮らしにしわ寄せをしている実情を知らせ、議論を呼びかけた。 9月初旬からおこなった2022年県政暮らしのアンケートの3000通を超す返信（回答）の集計結果を知らせ、また、書き込まれた地域の要望をつぶさに調査、必要な申し入れなどをおこないながら、その過程を知らせた。 兵庫県但馬空港を視察し、五條市に建設されようとしている2000㍍級の滑走路を維持管理するためにどれほどの県民負担が生じるのかを広報し、自分事として考えることの大切さを訴えた。 意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	207900円	46350枚分 119
	新聞折込代	奈良産経企画	133518円	@2.8円×43350枚× 1.1(消費税) 117
合計 341418円（すべて政務活動、100%充当）				
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより） 2022年12月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

防災施設と「総合施設」を複数の反対へ

但馬空港は1200万円未満で年間出支費は5億円

外環状線で兵庫県をはじめ多くの意見が寄せられました。兵庫県総合開発整備委員会の意見によると、兵庫県総合開発整備委員会は、この計画は、兵庫県のまちづくりに大きな影響を与えることになり、また、兵庫県のまちづくりに大きな影響を与えることになります。

マイナカード義務化に反対へ

新規入力者がマイナカードを義務化する方針には、新規登録料金の支払義務化や、マイナカードの交付料金の支払義務化などと、新規登録料金の支払義務化や、マイナカードの交付料金の支払義務化などを含めます。

県政事務局のアンケートに多数のご協力ありがとうございました。また、意見書を提出してきました。全員で取り組んでまいります。

県政事務局へのアンケートへのご

協力ありがとうございました。

9月初旬に取組みをはじめ以降、短期日のうちに全県で320件、0通を超える回答（山村幸徳議員）あるての返信は1060通、11月10日現在）が寄せられました。コロナ禍や物価の高騰で暮らし

①コロナで暮らし向きは？
70%の方が「厳しくなった」。物価があがったからとした人が50%（複数回答）でした。このため、「食費・光熱水費を切り詰め」（66%）、「娛樂をカット」（46%）（複数回答）などに対応しました。

②育てて家族で望むこと（複数回答）多い順番に。1）子ども医療費無料化（41%）、2）いじめ・不登校対策（40%）、3）給食費無償化（33%）。通学路の安全対策、学校のトイレ改修（洋式化など）が続いています。

③2000点滑走路建設について
賛成16% 反対48%
④60の間では、莫大な費用を使いたいなど切実な願いを寄せてください」「年金の引き上げ」など切実な要望として、「カタガタの道路・歩道を整備してほしい」「バスの減便は買物、通院に不便」などのご意見もいただきました。これらのご意見をしっかりと受け止め、要望実現へ取り組んでまいります。

奈良市水道自治を守る！

県がすすめる水道の一元化計画（27市町村水道を統合）に奈良市は参加しないことを表明。奈良市では市の水道事業として100年も運営され、安心で安全な水を、県下でも安い料金で提供していました。災害時にもすぐに対応できるよう、大切なる水源と清水場を守り、住民の声が届く水道の自

共産議連をうつて県政報告会

多くの参加を得て、各年ごとに県政報告会を開催しています。詳しい県政資料をホームページ上で示しています。

県政報告会
あるところ
どこへでど
地域の voz ポート

シルバーパークセンターへの道徳インボイス制導入は適切な措置を求める意見書を採択

日本共産党奈良団が提案した「シルバーパークセンターの安定的な事業運営のために道徳インボイス制度導入につかれる道徳を求める意見書」が、全会一致で採択されました。小林昭代議員が提案しました。

お読みじで訂正

山村幸徳の6月県議会報告「ここにちは山村さちひです」の「共産党が提案『道徳を求める意見書』全会一致採択されました」の記事にある「公教育に人権・シジン

*ご意見、感想をお寄せください。℡0742(27)5291

県議会日本共産党議員会室

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2023年2月9日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2023年1月 (NO. 121) (112800枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (11100枚)			
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論（代表質問・一般質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 12月定例県議会での日本共産党議員の本会議、委員会の発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 新年度予算編成の時期にあたり、県議、県議団に寄せられた要求、願いを予算に反映するよう求め、予算要望書を知事に提出。懇談したことを、要望内容と合わせて詳報した。 県議団が取り組んだ県政暮らしのアンケートに書かれた身近な要求から、国政にかかるものを政府省庁交渉を実施し、国に要望したことを知らせる。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算 領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円 (@2.8円) 101700枚分 ×1.1(消費税) ×1/4	127
	印刷代	関西共同印刷所	63250円 112800枚分 × 1/4	126
	合計 141559円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月号 (No.121)			

注 発行した広報紙を添付してください。

春らしさ・福祉を守る

県民に寄り添いに全力で実現に寄り



戦争が平和かー日本も歴史的岐路に立つ新しい年が幕を開けました。大軍拡大増税の「戦争する國づくり」ストップ！、大型公共事業中心の政治から、「住民こそ主人公」、県民のいのち、守る政策に転換するため、今年も全力で頑張ります。

相談申請をめぐらす事のないうち公正運営を生活保護のしおり」を

新型コロナ禍のむじで、生活困窮者は増加していますが、生活保護申請数は伸び悩んでいます。その原因として生活保護制度の周知不足や「生活保護だけはイヤ」という制度に対する意識感の強さ、相談したければ困難的な対応をされたから一度と相談したことないといった行政不信があります。

小林照代議員は代表質問で、生活保護への意識感を奪ってもらいました。2つは、「相談件数のうちはどちらか

山村幸徳議員は一般質問で、平城宮跡を横切る近鉄線移設について知事に質問しました。

踏切の渋滞対策として近鉄大和西大寺駅から奈良駅までの路線を南側へ移設して大宮通りの埋地下を走る計画は、「世界遺産に認定された平城宮跡の木簡など埋蔵文化財に影響を与える危険性が高い」と指摘しました。国宝のことは、豊富な地下水中にあって保存されてきたと強調し、「地下トンネルを掘ることにはこの貴重な木簡や遺構を保護する土を半ば永久に剥ぎ取り、水の流れを変え、埋蔵文化財を消失させる危険がある。多額の費用負担をして、移設地下化が必要なのか、検討が必要だと主張しました。今後、人口減少などで渋滞が発生しない可能性も指摘しました。

これに対して知事は、国から法に基づく踏切道改良が求められているものの、交通渋滞と踏切事故をなくす安全対策など答えていました。

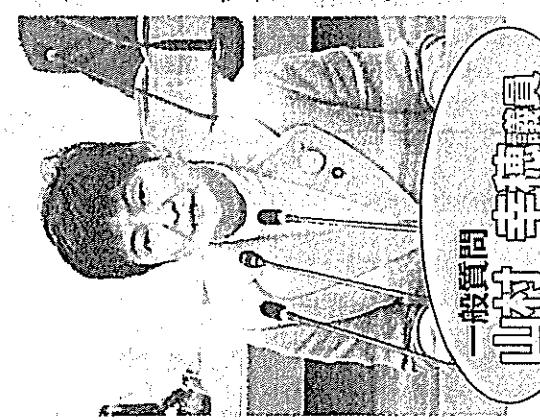
山村議員は、西大寺駅周辺の渋滞対

策の実用を考える人が、たぬらわす申請でひるがえり、また不適切、不当な対応を受けたりがないよう、県としてどのうつに取り組んでいくのか」と質しました。

知事は、「生活における困りの支援を必要とする方に、状況に応じた適切な支援をするためには、関係者が一人一人によりそつて、丁寧な相談対応をしていくことが重要」と述べ、たぬらわすよ相談どうつメタセラジーをホームページで積極的に発信していると言きました。また、「生活保護のしおり」についても現行相談や申請をめぐらわすような環境になつていかないか見直しをすすめている旨を述べました。

生活保護の政継は国民の権利であり、その権利は公正に運用されなければならぬ」とし、専務は県と市町村が行つていている調整の仕事と連携を強調し、改善を図るのは県の責任と考えていましたと言いました。

地下水脈をきり、木簡など埋蔵文化財消失の恐れ
平城宮跡内近鉄線移設・地下化十面は
本当に必要ですか
星を求める



議は必要なが、宮跡内の踏切は過去5年間無事故で渋滞も比較的軽微にして別途候すべきだと主張しましたが、知事は「木簡よりも人の命の大変」とし答弁あくまで移設を推進する姿勢です。

また、山村議員が奈良県の性暴力被害者サポートセンターが、被害にあつた人がいつでも緊急に駆け込む本部をじつとう、3月24時間体制確保をめぐるには、子ども女性局長が、改善に取り組むことを表明しましたが、一步前進です。

日本共産奈良県議会だより No. 121

日本共産奈良県議会議員
議会議員 山内さちほ
議会議員 今井光る
議会議員 小林あつし
議会議員 太田あつし
議会議員 岩瀬千鶴子

**日本共産奈良県議会議員
議会議員 山内さちほ
議会議員 今井光る
議会議員 小林あつし
議会議員 太田あつし
議会議員 岩瀬千鶴子**

TEL: 0742(27)5291 Fax: 0742(27)1492
メール: naraker-jcp@forest.ocn.ne.jp

2022年度事務所状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

①・ 務活動 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側(店舗兼居宅) 電話 0742(23)3010 延べ床面積 約43.0m ²
③他用途との 兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 ■第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 43.0m ² (a) うち政務活動使用面積 21.5m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b)/(a) = 21.5/43.0 → 按分率 50%
⑥事務所賃借料 の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・ 維持管理費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 (平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する)

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借宅標準契約書

附 井心ビル
1F面倒

平成 17 年 8 月 31 日



社团法人 奈良県地建物取引業協会制定

賃貸借契約書(店舗・事務所)

所在	奈良市西木辻町20番20、200番ノ1		
物件名	面 積 坪 并びに 1F面側 契約区画		
構造	鉄骨造3階建	専有面積	約43坪 (32坪)

賃借期間		平成17年9月ノ日～平成18年8月ノ日まで2年間		
保証金		円	税額	円
料	金80000円	円	税額	円
賃 共 益 費	(返)	円	税額	円
解 約 引		円	税額	円
礼 金	金250000円	円	税額	円
水道代	金30000円	円	税額	円
支 払 期 限	翌月	分を毎月	日迄に指定された方法で支払う。	
支 払 方 法	(自動弱電 銀行振込)	銀行 名義人 口座番号	支店	
使 用 目 的	事務所	賃約予告	貸主(6ヶ月前予告 借主(1ヶ月前予告	

別紙賃約年換算表				

鍵預り書

様	後日残し不をあらわす	メー カ ー
本	本	メー カ ー
本	本	メー カ ー
本	本	メー カ ー

お預かりした鑑を万一路失した場合、その鑑の交換費用を負担致します。

平成 年月日

借主 山村章樹

乙またはその使用者もしくはその顧客が故意または、乙は直ちにその旨を甲に通しし甲の指示に従い、乙の責により保管するかま
たはその損害を甲に賠償しなければならない。

第12条 (総約)

- 一 乙が、下記の各号の一に該当するとき、甲は直ちに本契約を解除することができる。
- 二 本契約にかかる賃料の、他の震災の原因により本物件を賃借したこと。
- 三 指定用途以外の目的に使用した場合。
- 四 本契約にかかる賃料の、他の震災の原因により本契約を返却をしたとき。
- 五 本契約にかかる賃料、其の賃料等の支払を2ヶ月以上遅延して滞納したとき。
- 六 本契約にかかる賃料の支払を受けたとき、または遅延したとき。
- 七 賃主に何ら通知せずに無断で1ヶ月以上の長期にわたり不居したとき。
- 八 本契約により営業免許もしくは許可を受けたとき、または営業登録をせず営業を行なったとき。
- 九 聰管官庁より営業免許もしくは許可を受けたとき、または営業登録をせず営業を行なったとき。
- 十 乙が合併されたときは、または解散したとき。
- 十一 乙または丙が刑事上訴などにより本契約を解除を受けたとき。
- 十二 本契約の各条款が、本契約の施行を除く行為を成したとき。
- 十三 本契約の各条款が、本契約の施行を除く行為が行なつたとき。
- 十四 甲は乙が賃料に遅延したとき、甲は本契約を変更する行為をしたとき。
- 十五 甲は乙が賃料に遅延したとき、甲は本契約を解約しようとするときは甲・乙共に緊急表示のとおり各自相手方に対し
管理規定に違反したときは、相手に警告を示すことを要す。
- 十六 甲または乙が賃料を遅延したとき、甲は本契約を解約しようとするときは甲・乙共に緊急表示のとおり各自相手方に対し
警告を示す。
- 十七 甲または乙が賃料を遅延したとき、甲は本契約を解約しようとするときは甲・乙共に緊急表示のとおり各自相手方に対し
警告を示す。
- 十八 甲または乙が賃料を遅延したとき、甲は本契約を解約しようとするときは甲・乙共に緊急表示のとおり各自相手方に対し
警告を示す。
- 十九 甲または乙が賃料を遅延したとき、甲は本契約を解約しようとするときは甲・乙共に緊急表示のとおり各自相手方に対し
警告を示す。
- 二十 甲または乙が賃料を遅延したとき、甲は本契約を解約しようとするときは甲・乙共に緊急表示のとおり各自相手方に対し
警告を示す。

特約条項

- ① 乙は、借家人賠償責任保険(火災保険)を必ず、付保するものとする。
- ② 札金25万円は退去時に返還しないものとする。
- ③ 本物件は事務所としての利用であるため、それ以外に用途を変更する場合は甲の承諾を必要とします。
- ④ 本契約書第13条1項、2項の原次回復に就いては、甲・乙
立会協議の上、甲の承認あれば箇所に残置もあることとする。
- ⑤ 本契約書第4条の賃料、水道代は、下記郵便局へ振込支払を
なすものとする。水道代金月額參千円は利用状況によつて
甲・乙協議の上、価格改定を行う場合がある。振込にかかる
手数料は乙の負担とする。
- ⑥ ポスター、旗等の広告物は室内に限り、密に貼ること、室外
に掲示することは禁止とします。
- ⑦ 本物件敷地内に自動車を駐車することは禁止です。自転車の
置き場について甲の家族の自動車の出入りに邪魔になら
ない箇所に置くようになります。
- ⑧ 看板の設置の際は、甲・乙 協議の上、設置するこどととする。
- ⑨ 本物件の西側に自動販売機がおいてあります
管理、維持するものとする。
- ⑩ 振込先 郵便局
記号 14560
番号 7124321
名義人 川野節子(かわのせつこ)
以上
11. 本契約から生ずる権利義務についで争いが生じたときは、甲の居住地の管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所
とする。
12. 甲および乙は、本契約書に定めがない事项および本契約書の実質の履行について異議が生じた場合は、庭法そ
の他の法令や慣習に従い、訴訟をもって協議し、解決するものとする。

重要事項説明書(貸貸借)

17年8月3日

本地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

商 品

主たる事業所所在地
免 税番号

従たる事業所 事業所名
所在地 TEL

貸主名・氏名	田中ビル 田中繁子(49歳)、田中政(49歳)、田中義子(34歳)		
住所	奈良市西木辻町200番地の2		
物件名	西木辻ビル 1F面積1700面積21		
物 件 位 置 在 地 番 地	奈良市西木辻町 鉄骨造 3階建		
表示種類	賃貸業者登録	取扱	賃有無
電気	(専)共用	冷暖	有無
ガス	(専)共・無(都市ガス)	暖房	有無
水道	専用(公管・井戸)	電照	有無
排水	専・共・無	照明	有無
下水	専・共用(太流・深貯)	エレベータ	有無
台所	(専)共用	ペランダ	有無
浴室	有無		

契約期間 平成17年9月1日より平成19年8月31日まで 2年間

項目	金額	消費税等	必要書類
保証金・敷金	円	円	口印鑑證明書
礼金	金250,000円	円	□源泉徴収票(領取用)
積込引	円	円	□
賃貸(月額)	金80,000円	円	□印鑑證明書
共益費(月額)	円	円	□印鑑證明書
駐車料(月額)	円	円	□印鑑證明書
仲介手数料	金80,000円	1,600円	□
仲介代	金3,000円	円	□

告訴書等	性別認定委員会の名前及び住所	全国性別認定委員会	東京都千代田区神田3-27
に属する 説明書項 用	性別認定委員会の連絡の取扱い 免課税認定の特典の取扱いの取扱い 在住者 在居・店舗・事務所	性別認定委員会 性別認定委員会 性別認定委員会 性別認定委員会	東京都千代田区神田3-27
	私道負担	有無	負担金無し
金			

《報酬額表》

特約事項	別紙特約の件項 関西電力 36-1201 西井プロパン 61-2424
その他特約事項	○水道(開栓)の 火事ありせん。

1. 家賃は毎月^未日迄に翌月分を貸主指定の支払方法にて、持參、自動引き落とし、銀行振込み(振込料等借主負担)で支払うこと。

1. 貸主の指定がある場合、貸主指定の住宅賃貸保険に、入居期間中は加入のこと。

1. 借主が法人の場合、入居者を代理りどし、入居者は借主の従業員とその家族に限る。

契約解除に関する事項

1. 入居申込みに虚偽の事項の記載や、不正な手段により本物件を賃借したとき、契約解除手続に於てもお断りする場合があります。

1. 本契約上の手續は解約手付として当事者の一方が契約の履行に着手するまでは借主はその手續を放棄して貸主は、その旨を償還して契約の解除をすることが出来ます。

1. 借主が下記指定期日までに契約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使したものとみなして報告を要せずして契約を解除される。但し、報告を要せばして契約を解除できないものとする。

1. 本物件の室外に於て、動物(ペット等)の飼育をした場合は即時契約を解除できるものとす。但し、動物(ペット等)の飼育をした場合は即時契約を解除する場合、2ヶ月分以上連続して滞納の時は催告なしで契約の解除をすることができる。

1. 借主又は入居者(同居者を含む)が暴力団ないし過激派団体と判明した時は即時契約を解除できる。

1. 本契約を解約する場合、必ず2ヶ月前に解約通知予告を甲に対し書面をもってしなければならない。

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要な事項説明書を受領しました。

平成17年8月3日
住所 京阪神西本社ビル22F 1402号

氏名 山村 勲

主担当者	副担当者
------	------

○昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十七条第一項(現行第四十六条第一項)の規定により、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關して依頼者から受けたことのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額(当該売買による報酬資産の譲渡等につき算されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として算されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする)又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額(当該交換に係る報酬資産の譲渡等につき算されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として算されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする)を次の表の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額
二百万円を超える金額

百分の五 百分の四 百分の三

第二 売買又は交換の代理に關する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に關して依頼者から受けたことのできる報酬の額は、第一の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受けた場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受けた報酬の額が第一の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第三 借入の媒介に關する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借に關して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の賃借(当該賃借に係る報酬資産の譲渡等につき算されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として算されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとし、当該媒介が後用賃借に係るものとのてある場合は、当該宅地又は建物の通常の借賃をいう。以下同じ。)の一ヶ月分に相当する金額以内とする。この場合において、居住用に供する建物の賃借の媒介に關して依頼者の一方から受けたことのできる報酬の額は、当該媒介の依頼を受けた時に当たつて当該依頼者の承諾を得ている場合を除き、借賃の一ヶ月分の二分の一に相当する金額以内とする。

第四 借入の代理に關する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に關して依頼者から受けたことのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の賃借の一ヶ月分に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受けた場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受けた報酬の額の合計額が借賃の一ヶ月分に相当する金額を超えてはならない。

第五 権利金の授受がある場合の特例
宅地又は建物(居住の用に供する建物を除く。)の賃貸借で権利金(権利金その他のいかなる名義をもつてするかを開わず、権利設定の対象として支払われる金額であつて追達されないものを含む)の授受があるものの代理又は媒介に關して依頼者から受けた報酬の額については、第三又は第四の規定にかかわらず、当該権利金の額(当該賃借に係る報酬資産の譲渡等につき算されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として算されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする)を先方に係る代金の額とみなして、第一又は第二の規定によることができます。

第六 第一から第五までの規定によらない報酬の受領の禁止
宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關し、第一から第五までの規定によるほか、報酬を受けたことができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金に相当する額及び当該代理又は媒介に係る消費税額及び当該消費税額を課税標準として算されるべき地方消費税額に相当する額については、この限りでない。

附則(建設省告示第三十七号)
この告示は、平成九年四月一日から施行する。

第11号様式の12（第5条関係）

2022年度雇用状況報告書（その1）

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料（賃金）	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合</p> <p>政務活動時間（時間）／政務活動（時間）+その他業務（時間）</p> <p>政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1/1</p> <p>い、その分を政務活動費として充当する（その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>(18日) 69.0時間</td> <td>96.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>(18日) 65.5</td> <td>93.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>(21日) 85.0</td> <td>115.5</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>(19日) 72.0</td> <td>98.5</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>(20日) 68.5</td> <td>96.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>(19日) 68.5</td> <td>92.5</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合</p> <p>政務活動日数（日）／政務活動（日）+その他業務（日） → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 () → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）	4月	(18日) 69.0時間	96.5時間	27.5時間	5月	(18日) 65.5	93.5	28.0	6月	(21日) 85.0	115.5	30.5	7月	(19日) 72.0	98.5	26.5	8月	(20日) 68.5	96.5	28.0	9月	(19日) 68.5	92.5	24.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）																										
4月	(18日) 69.0時間	96.5時間	27.5時間																										
5月	(18日) 65.5	93.5	28.0																										
6月	(21日) 85.0	115.5	30.5																										
7月	(19日) 72.0	98.5	26.5																										
8月	(20日) 68.5	96.5	28.0																										
9月	(19日) 68.5	92.5	24.0																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input type="checkbox"/>租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類 																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/>自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。 																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員（現在4人）で分担する（1/4）																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2022年度雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 山村 幸穂

①・用者	氏名 住所 電話番号																												
②雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																												
④職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/> 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>(19日) 71.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>26.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(21日) 79.0</td> <td>103.0</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>(19日) 70.5</td> <td>94.5</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>(19日) 66.0</td> <td>89.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>(19日) 77.0</td> <td>103.0</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>(20日) 76.0</td> <td>104.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/> 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合() → <input type="checkbox"/> 按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	10月	(19日) 71.0時間	97.5時間	26.5時間	11月	(21日) 79.0	103.0	24.0	12月	(19日) 70.5	94.5	24.0	1月	(19日) 66.0	89.5	23.5	2月	(19日) 77.0	103.0	26.0	3月	(20日) 76.0	104.0	28.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
10月	(19日) 71.0時間	97.5時間	26.5時間																										
11月	(21日) 79.0	103.0	24.0																										
12月	(19日) 70.5	94.5	24.0																										
1月	(19日) 66.0	89.5	23.5																										
2月	(19日) 77.0	103.0	26.0																										
3月	(20日) 76.0	104.0	28.0																										
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

(福利厚生) 第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の登録の負担等に関する覚書を締結する。

（目的） 第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の専従及び知識を持ってこの政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者） 第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

（出向期間） 第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地） 第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市塙大路町30奈良県内（議会棟 日本共産党議員室）

（区分） 第五条 甲は、出向者を在籍せたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務） 第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇） 第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与） 第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対して直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政治活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務調査活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の負担） 第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において納付加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

（出向期間中の費用） 第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通常に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

（復帰） 第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を衝撃させることができる。
(1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
(2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
(3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
(4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

（連絡調整） 第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に關し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に關する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

（議義の解決）

（有効期間） 第十四条 この覚書に關して議義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解决するものとする。

（変更及び解除） 第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

2022年4月1日

所在地	奈良市塙大路町30奈良県会議員団
事業所名	日本共産党奈良県会議員団
代表者	委員長 細野
所在地	奈良市塙大路町30奈良県会議員団
事業所名	日本共産党奈良県会議員団
代表者	会長 今井光子
所在地	奈良市塙大路町30奈良県会議員団
事業所名	日本共産党奈良県会議員団
代表者	会長 小林照代
所在地	奈良市塙大路町30奈良県会議員団
事業所名	日本共産党奈良県会議員団
代表者	会長 太田敦

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 通常に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

年月日	給与額(議員分担分)	労災保険事業者負担分(3/1000、10月分~5/1000)
2022. 5. 10	2022年04月分	31050円 93円
2022. 6. 10	2022年05月分	29475円 88円
2022. 7. 05	2022年06月分	38250円 114円
2022. 8. 26	2022年07月分	32400円 97円
2022. 9. 08	2022年08月分	30825円 92円
2022. 11. 09	2022年09月分	30825円 92円
2022. 11. 17	2022年10月分	31950円 159円
2022. 12. 23	2022年11月分	35550円 177円
2023. 1. 19	2022年12月分	31725円 158円
2023. 2. 08	2023年01月分	29700円 148円
2023. 3. 06	2023年02月分	34650円 173円
2023. 4. 04	2023年03月分	34200円 171円
		1562円